

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和4年8月12日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 大塚 英司

1 業務概要

- (1) 業務の名称 保管施設標準化等検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、以下の業務を行う業務である。
 - ・ 保管施設標準化検討
 - ・ 既設体育館冷房化検討
- (3) 履行期限 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) その他
 - ア 本業務は、紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。）により行う業務である。申請の方法は、説明書による。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている共同体であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」及び「機械」に係る「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防

衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所登録を有すること。

カ 同種又は類似業務の実績

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、元請けとして平成24年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した同種又は類似業務において実績を有すること。

同種業務：構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、床面積500㎡以上の新設の建築設計業務を履行した実績を有すること。

類似業務：構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、床面積300㎡以上の新設の建築設計業務を履行した実績を有すること。

キ 参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

ク 防衛省が発注した業務のうち、令和2年度及び令和3年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

ケ 配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係があること。

コ 配置予定技術者の資格

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有するもの。

サ 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

平成24年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した同種又は類似業務において経験を有しなければならない。

同種業務：構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、床面積500㎡以上の新設の建築設計業務を履行した経験を有すること。

類似業務：構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、床面積300㎡以上の新設の建築設計業務を履行した経験を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

シ 配置予定管理技術者の公示日までに現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

ス 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(2) 共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年8月12日付防衛省大臣官房会計課会計管理官 大塚 英司）に示すところにより防衛省競争参加資格において共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者について、次のアからウの評価基準により評価を行い、技術提案書の提出者として選定する。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ その他

(2) 提出された技術提案書の特定

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからイの評価基準により評価を行い、上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

イ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-3268-3111（内線20823）

FAX 03-5229-2138

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和4年8月12日から令和4年8月31日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時30分から午後6時15分まで。

イ 交付場所 (1)に同じ

ウ 交付方法 書面による。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年8月31日 午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年9月29日 午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行日比谷代理店)。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

(7) 入札等に関する条件 仕様書2(1)クに定める本業務の実施体制並びに2(1)ケに定める情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること(提出期限:令和4年8月31日午後6時15分。必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。)

(8) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

保管施設標準化等検討業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年8月12日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 大塚 英司

1 業務概要

- (1) 業務名 保管施設標準化等検討業務
- (2) 業務内容 保管施設標準化検討
既設体育館冷房化検討
- (3) 履行期限 令和5年3月31日

2 申請の時期

令和4年8月12日から令和4年8月31日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時15分まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

なお、令和4年8月12日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、令和4年8月12日から〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省大臣官房会計課契約係 電話03-3268-3111（内線20823）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定

する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下、「競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」及び「機械」に係る級別の格付を受けたものによる組み合わせとする。ただし、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 防衛省競争参加資格において、「建築」の級別の格付「A」、「機械」に係る級別の格付「A」とする組合せであること。

代表者となる構成員は、「建築」「A」の格付を受けた者とする。

なお、共同体は、複数の同業種の構成員による構成も可とする。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「保管施設標準化等検討業務〇〇・〇〇共同体」とする。

(2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和4年8月12日付支出負担行為担当官 防衛省

大臣官房会計課（会計管理官）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていないなければならない。

- (3) 入札に関する条件 仕様書第 2 (1) クに定める本業務の実施体制並びに第 2 (1) ケに定める情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和 4 年 8 月 31 日午後 6 時 15 分。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。